

I 財務諸表

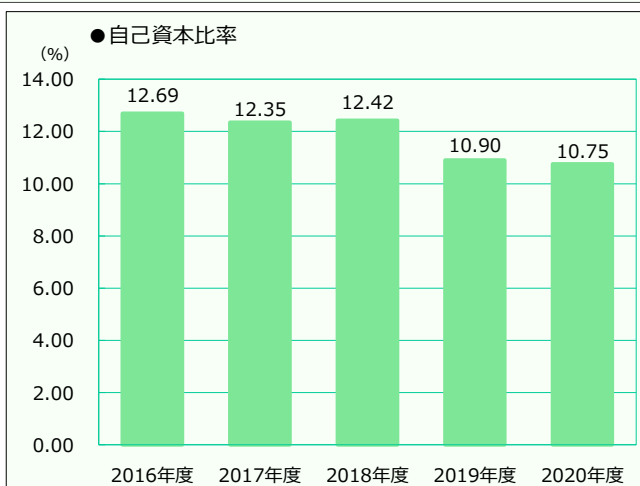
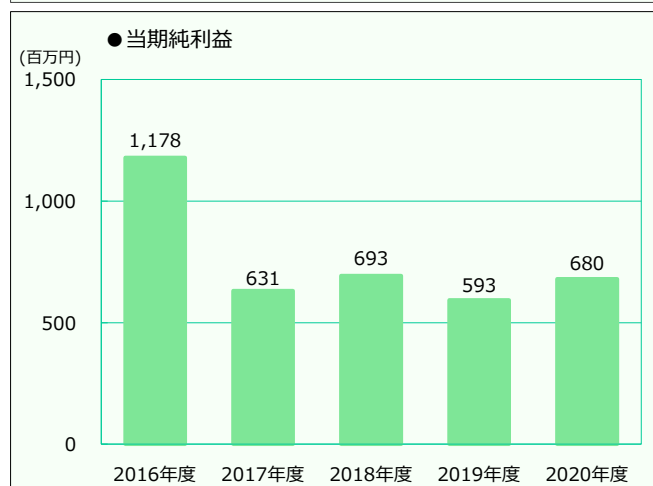
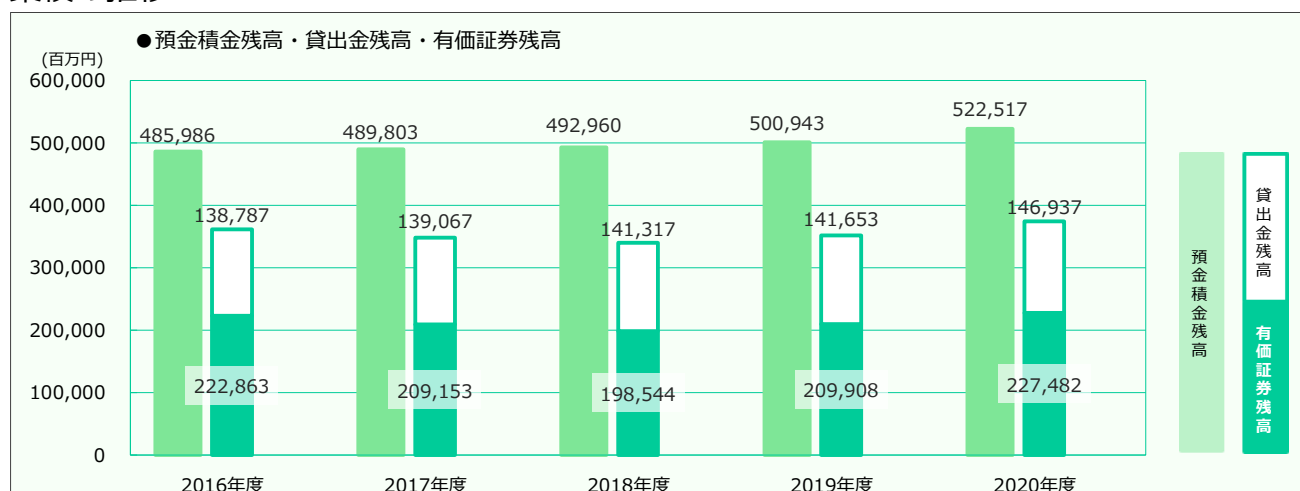
● 主要な事業の状況

単位/百万円

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	6,261	5,511	5,673	5,636	5,903
経常利益	1,330	653	936	853	821
当期純利益	1,178	631	693	593	680
純資産額	23,258	24,131	24,765	21,252	24,168
総資産額	512,987	516,988	520,744	523,602	568,889
預金積金残高	485,986	489,803	492,960	500,943	522,517
貸出金残高	138,787	139,067	141,317	141,653	146,937
有価証券残高	222,863	209,153	198,544	209,908	227,482
普通出資総額	2,563	2,552	2,522	2,500	2,474
普通出資総口数(千口)	51,279	51,046	50,453	50,004	49,485
普通出資に対する配当金	25	25	25	25	24
優先出資総額(※)	5,400	5,400	5,400	4,350	4,350
優先出資総口数(千口)	18,000	18,000	18,000	14,500	14,500
優先出資に対する配当金	108	108	108	87	60
自己資本比率(%)	12.69	12.35	12.42	10.90	10.75
役員数(人)	15	15	13	13	13
うち常勤役員数(人)	8	8	6	6	6
職員数(人)	419	414	418	419	404
取引顧客数(人)	244,485	239,016	233,065	225,520	219,531
会員数(人)	35,512	35,015	34,420	33,831	33,334

※ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(1993年(平成5年)5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資のうち6,300百万円を消却しております。(2012年7月9日に2,100百万円、2016年8月5日に2,100百万円、2019年8月2日に2,100百万円。)優先出資の消却を受け、貸借対照表上、優先出資に計上していた3,150百万円を、その他の出資金に振り替えて計上しています。

業績の推移



I 財務諸表

● 貸借対照表

科 目	単位/百万円	
	2020年3月末	2021年3月末
(資産の部)		
現金	5,693	6,768
預け金	160,641	182,148
買入金銭債権	488	405
有価証券	209,908	227,482
国債	23,266	24,306
地方債	77,523	68,957
社債	65,889	80,685
株式	163	39
その他の証券	43,065	53,494
貸出金	141,653	146,937
割引手形	614	326
手形貸付	13,350	10,411
証書貸付	120,665	130,129
当座貸越	7,022	6,071
その他資産	2,950	2,975
未決済為替貸	76	51
信金中金出資金	2,193	2,193
前払費用	6	5
未収収益	477	415
その他の資産	196	309
有形固定資産	4,380	4,387
建物	1,922	1,903
土地	2,139	2,138
リース資産	5	3
その他の有形固定資産	312	341
無形固定資産	110	93
ソフトウェア	48	30
その他の無形固定資産	62	62
繰延税金資産	167	-
債務保証見返	325	394
貸倒引当金	△ 2,718	△ 2,702
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,025)	(△ 2,110)
資産の部合計	523,602	568,889

科 目	単位/百万円	
	2020年3月末	2021年3月末
(負債の部)		
預金積金	500,943	522,517
当座預金	6,000	6,168
普通預金	224,405	249,444
貯蓄預金	1,400	1,446
通知預金	978	722
定期預金	249,067	245,574
定期積金	15,453	15,244
その他の預金	3,636	3,916
借入金	121	20,055
借入金	121	20,055
その他負債	445	465
未決済為替借	137	137
未払費用	113	144
給付補填備金	6	6
未払法人税等	16	16
前受収益	92	75
払戻未済金	22	25
職員預り金	18	19
リース債務	5	3
その他の負債	32	35
賞与引当金	145	143
退職給付引当金	105	51
役員退職慰労引当金	23	27
睡眠預金払戻損失引当金	72	52
偶発損失引当金	73	85
債務保証損失引当金	0	0
繰延税金負債	-	832
再評価に係る繰延税金負債	95	95
債務保証	325	394
負債の部合計	502,349	544,720
(純資産の部)		
出資金	10,000	9,974
普通出資金	2,500	2,474
優先出資金	4,350	4,350
その他の出資金	3,150	3,150
資本剰余金	1,033	1,033
資本準備金	1,033	1,033
利益剰余金	8,287	8,856
利益準備金	1,792	1,852
その他利益剰余金	6,495	7,004
特別積立金	5,762	6,212
(優先出資消却積立金)	(5,762)	(6,212)
当期末処分剰余金	733	791
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	19,321	19,863
その他有価証券評価差額金	1,684	4,058
土地再評価差額金	246	246
評価・換算差額等合計	1,931	4,305
純資産の部合計	21,252	24,168
負債及び純資産の部合計	523,602	568,889

2005年(平成17年)3月31日に信金中央金庫に対して発行した優先出資150億円につきましては、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(1993年(平成5年)5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資のうち6,300百万円を消却しております。(2012年7月9日に2,100百万円、2016年8月5日に2,100百万円、2019年8月2日に2,100百万円。)優先出資の消却を受け、貸借対照表上、優先出資に計上していた3,150百万円を、その他の出資金に振り替えて計上しています。

貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有価証券運用を主目的とする合同運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	34年～47年
その他	3年～6年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自動車利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載している直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権のうち、総与信額が一定額以上の破綻懸念先及び未保全額が一定額以上の破綻懸念先については、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積った上で、当該キャッシュ・フローの金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。さらに、前記の総与信額が一定額以上の破綻懸念先のうち、経営改善計画等の策定により債務者区分が「その他要注意先」に上位移した先については、原則として当該経営改善計画等の期間内においては、未保全額に対し前記の引当額算出方法を準用して貸倒引当金を算出し、一般貸倒引当金として計上することとしております。その他の破綻懸念先については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、予め定めている自己査定基準に基づき、営業関連部門が一次査定を実施し、自己査定管理部門が二次査定を実施、当該両部門から独立した自己査定の検証部門が資産査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,155百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、発生の際の翌事業年度から損益処理

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（2020年3月31日現在）

年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円
差引額	△142,668百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2020年3月31日現在）

0.36%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円及び引当金種立金46,682百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金67百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることによって算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合と一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠障害払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 債務保証損失引当金は保証債務の履行に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

16. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金 2,702百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

有形固定資産 4,387百万円 無形固定資産 93百万円

固定資産の減額における回収可能価額は、将来の事業計画等に基づくキャッシュ・フローや固定資産の正味売却価額等により見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金負債 832百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当金庫は、新型コロナウイルス感染症による経済・社会的な影響は今後徐々に解消していくものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

新型コロナウイルス感染症の影響は不確定要素が多く、想定より経済活動への影響が長引く場合は、今後の財政状態・経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 113百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 5,798百万円

19. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機及び営業用自動車については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は160百万円、延滞債権額は6,408百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みが乏しいものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は319百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,887百万円であります。

なお、20、から23、に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は326百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

日本銀行新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション（借入金）の

担保に供している資産

有価証券 22,061百万円

銚子市水道事業等収納事務の担保に供している資産

有価証券 299百万円

現金 24百万円

定期預金 11百万円

上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、預け金7,676百万円を差し入れております。

I 財務諸表

26. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 項に定める地価税法（平成 3 年法律第 69 号）第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等により合理的な調整を行って算出しております。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は△346 百万円であります。

27. 出資 1 口当たりの純資産額 311 円 36 銭

28. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として貸出金、有価証券、預け金です。

これらは、それぞれ信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、常勤会や理事会にて議決・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部リスク統括課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

当金庫は、市場リスクを的確に把握し厳正に管理するため、市場リスク管理に関する諸規程を整備し、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しております。

また、当金庫は、統合リスク管理の枠組みにおいて、毎期、理事会が自己資本との整合性を確認したうえで市場リスク限度枠を設定し、その状況を総合企画部リスク統括課が月次でモニタリングすることにより、市場リスク量を適切にコントロールしております。

＜市場リスクに係る定量的情報＞

当金庫において、市場リスクの影響をうける主たる金融商品は、「預け金」「有価証券」「貸出金」「預金」「借入金」です。これら金融資産、金融負債の市場リスクについて、VaR（観測期間は 5 年、保有期間は 120 日、信頼区間は 99%、分散・共分散法）を用いて、定量的に分析を行っております。

当該リスク量の算出に当たっては、各種リスクファクターに対する感応度及び各種リスクファクターの相関を考慮した変動性を用いております。2021 年 3 月 31 日において、当該リスク量の大きさは 4,715 百万円となっております。

市場 VaR は、過去の計測データから統計的手法により計測された推計値であるため、計測されたリスク量と実際の損益データとを四半期毎に事後的に検証し、使用する計測モデルの妥当性について確認しております。また、当該検証結果を受け、使用するモデルの精度を確保するため、補正に必要な乗数を用いて市場 VaR を算出しております。

ただし、当該リスク量は過去の相関変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は補足できない可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM を通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。これらの情報は総合企画部を通じ、常勤会において定期的に報告されております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

2021 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（＊１）	182,148	182,618	469
(2) 有価証券	227,432	228,456	1,024
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	72,863	73,887	1,024
その他有価証券	154,568	154,568	—
(3) 貸出金（＊１）	146,937	—	—
貸倒引当金（＊２）	△2,702	—	—
差引	144,235	147,423	3,188
金融資産計	553,815	558,497	4,681
(1) 預金積金（＊１）	522,517	522,846	328
(2) 借入金（＊１）	20,055	20,067	12
金融負債計	542,572	542,913	340

（＊１）貸出金、預け金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（＊２）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 30.及び 31.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAP）を用いております。

(2) 借入金

借入金は、変動金利によるものはありません。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式等（＊１）	50
合 計	50

（＊１）非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、31.まで同様であります。

金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	112,148	69,000	1,000	—
有価証券	34,005	88,073	41,521	34,558
満期保有目的の債券	23,888	40,969	4,804	3,200
その他の有価証券のうち 満期があるもの	10,116	47,103	36,717	31,358
貸出金(*)	35,688	47,331	30,872	26,378
合計	181,841	204,404	73,393	60,936

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	465,799	56,162	28	526
借入金	20,015	32	8	—
合計	485,814	56,194	36	526

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額			時価	差額
		時価が貸借対照表計上額を超えるもの	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小計		
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	10,602	—	10,856	254	
	地方債	51,034	—	51,619	584	
	社債	5,026	—	5,085	58	
	その他	3,200	—	3,354	154	
	小計	69,863	—	70,915	1,052	
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	
	地方債	—	—	—	—	
	社債	—	—	—	—	
	その他	3,000	—	2,972	△27	
	小計	3,000	—	2,972	△27	
合計		72,863	—	73,887	1,024	

その他の有価証券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額			取得原価	差額
		時価が取得原価を超えるもの	時価が取得原価を超えないもの	小計		
時価が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	
	債券	61,259	—	60,160	1,099	
	国債	11,053	—	10,521	531	
	地方債	9,863	—	9,636	226	
	社債	40,342	—	40,001	341	
	その他	23,752	—	18,533	5,219	
小計	85,012	—	78,693	6,319		
時価が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	
	債券	46,025	—	46,491	△466	
	国債	2,650	—	2,680	△29	
	地方債	8,059	—	8,172	△113	
	社債	35,316	—	35,638	△322	
	その他	23,530	—	23,769	△239	
小計	69,556	—	70,261	△705		
合計		154,568	—	148,954	5,613	

31. 当事業年度中に売却したその他の有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	158	100	—
債券	745	0	359
国債	402	0	—
地方債	—	—	—
社債	343	—	359
その他	1,056	151	—
合計	1,961	251	359

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 19,825 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが、12,253 百万円あります。(除く総合口座)

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

		(単位:百万円)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金		10
貸倒引当金損金算入限度額超過額		8,279
退職給付引当金損金算入限度額超過額		346
未収利息損金算入限度額超過額		36
減損処理損失損金算入限度額超過額		182
減価償却費損金算入限度額超過額		69
その他		106
繰延税金資産小計		9,031
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額		—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△ 8,308
評価性引当額小計(注)		△ 8,308
繰延税金資産合計		723
繰延税金負債		
その他の有価証券評価差額金		△ 1,555
繰延税金負債合計		△ 1,555
繰延税金負債の純額		△ 832

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度(2021年3月31日) (単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*)	—	—	—	—	—	10	10
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	—	—	—	—	—	10	10

(*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

34. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日)を当事業年度から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

35. 追加情報

(その他の出資金)

その他の出資金は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成 5 年 5 月 12 日公布法律第 44 号)第 15 条第 1 項第 1 号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した 3,150 百万円であります。

I 財務諸表

● 損益計算書

単位/千円			単位/千円		
科目	2019年度	2020年度	科目	2019年度	2020年度
経常収益	5,636,035	5,903,718	経費	4,140,997	4,088,217
資金運用収益	4,382,150	4,844,631	人件費	2,688,375	2,606,824
貸出金利息	2,425,911	2,340,166	物件費	1,392,371	1,422,250
預け金利息	184,263	146,884	税金	60,250	59,142
有価証券利息配当金	1,715,030	2,300,477	その他経常費用	229,312	172,118
その他の受入利息	56,944	57,102	貸倒引当金繰入額	-	-
役員取引等収益	499,574	508,234	貸出金償却	176,667	119,339
受入為替手数料	250,103	256,102	株式等売却損	29,086	-
その他の役員収益	249,471	252,131	株式等償却	513	659
その他業務収益	23,046	72,284	その他資産償却	4,840	5,771
国債等債券売却益	-	488	その他の経常費用	18,205	46,347
その他の業務収益	23,046	71,796	経常利益	853,447	821,094
その他経常収益	731,263	478,568	特別損失	118,813	12,105
貸倒引当金戻入益	256,514	2,653	固定資産処分損	11,844	72
償却債権取立益	369,793	205,410	減損損失	106,968	12,033
株式等売却益	100,835	252,720	税引前当期純利益	734,634	808,988
その他の経常収益	4,121	17,784	法人税、住民税及び事業税	20,679	38,936
経常費用	4,782,588	5,082,624	法人税等調整額	120,000	90,000
資金調達費用	71,274	59,917	法人税等合計	140,679	128,936
預金利息	64,696	53,964	当期純利益	593,954	680,052
給付補填備金繰入額	4,649	4,297	繰越金（当期首残高）	139,945	111,898
借入金利息	1,836	1,559	優先出資消却積立金取崩額	2,107,134	-
その他の支払利息	91	96	自己優先出資消却額（△）	2,107,134	-
役員取引等費用	339,168	330,743	当期末処分剰余金	733,899	791,951
支払為替手数料	89,811	85,042			
その他の役員費用	249,357	245,701			
その他業務費用	1,835	431,626			
外国為替売買損	55	236			
国債等債券売却損	-	359,112			
国債等債券償還損	-	71,430			
その他の業務費用	1,779	847			

損益計算書の注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口あたりの当期純利益金額 12円43銭
- 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
いすみ市	支店	土地・建物	12,033千円

営業用店舗については、営業店（本店、各支店）毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、グループの最小単位としております。本部、研修センター、保養所等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当期の減損損失の測定に使用した回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は不動産鑑定評価等に基づき算出しております。

● 剰余金処分計算書

単位：円		
科目	2019年度 金額	2020年度 金額
当期末処分剰余金	733,899,896	791,951,241
剰余金処分額	622,000,974	704,642,458
利益準備金	60,000,000	69,000,000
普通出資に対する配当金 (年1.0%)	25,000,974	24,742,458
優先出資に対する配当金 (年1.0%)	87,000,000	60,900,000
特別積立金	450,000,000	550,000,000
(優先出資消却積立金)	(450,000,000)	(550,000,000)
次期繰越金	111,898,922	87,308,783

2020年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2021年6月25日

銚子信用金庫
理事長

松岡 明夫

● 監査報告書

2021年6月25日開催の第112期通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、千葉第一監査法人の監査を受けています。

目 次	
独立監査人の監査報告書	
2021年5月17日	
親子信用金庫	千葉第一監査法人
理事会 幹事	千葉明子 代表社員
	代表社員 林 宏隆 監事
	監事執行役員 公認会計士 林 宏隆 監
<計算書類等概要>	
監査対象 当監査法人は、信用金庫法第98条の2第3項の規定に基づき、親子信用金庫の2020年4月1日から2021年3月31日までの第112期事業年度の剰余金処分等計算書、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び貸借対照表の注記の附随書類（以下、これらの総称を「計算書類」といふ）について監査を行った。	
当監査法人は、上記の計算書類が、信用金庫法及び同法施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に照らして、当該計算書類に基く事業年度の損益及び剰余金の算定、全ての重要取引において適正に算定しているものと認める。	
監査対象の信頼 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国において職業的監査に関する規定に基づき、企業から独立しており、また、監査人としてのその他の職務上の責任を負っていない。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。	
計算書類等に対する経営及び監事の責任 経営者の責任は、信用金庫法及び同法施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準じて計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は虚偽による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するに必要と判断する上内部統制を整備及び運用することが含まれる。	
計算書類等を作成するに当たっては、監査人は、継続企業の前提に基づき計算書類を作成することを経営者から十分な情報を得た上で評価し、信用金庫法及び同法施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を判断する必要がある場合には当該事項を報告する責任がある。監査人の責任は、経営者プロシエの整備及び運用における事業の執行を監査することにある。	
計算書類等の監査における監査人の責任 経営者の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、事後としての計算書類等が不正又は虚偽による重要な虚偽表示のないものであることについて合理的な保証を得ることにあり、監査人が監査人の職から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を及ぼすとは合理的に考えられる場合には、監査人がこれを報告する責任がある。	

目 次	
監 査 報 告 書	
私たちが監査し、2020年4月1日から2021年3月31日までの第112期事業年度の理事の執行を監査いたしました。その方法及び結果については以下のとおり報告いたします。	
1. 監査の方法及びその内容	
当監査人は、監査対象企業に準じて、他の監事と共同して監査の執行を完了し、監査の方法、監査の範囲等について、理事、監事及びその関係者と意思疎通を図り、監査の成果及び監査の範囲の信頼性が高まることと、以下の方法で監査を実施しました。	
① 理事会その他の重要な会議に出席し、理事及び監事等からの職務の執行状況について質問を受け、必要に応じて資料を求め、必要と判断する事項について、当面一次に於いて監査と関係の十分な調査を行いました。	
② 業務執行に必要と認められている理事の職務の執行の内容及び記録に適合することを確保するための手段、その他の関係事項の調査の信頼性を確保するために必要と判断して信用情報機関の信用情報に基く信頼性の高い情報に関する理事の職務の執行の内容及び記録に適合することを確保するための手段（内部統制システム）について、理事及び監事等からその信頼性及び記録の状況について定期的に質問を受け、必要に応じて調査を実施しました。	
③ 会計監査人としての独立性を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証し確認するとともに、会計監査人としての職務の執行状況について質問を受け、必要に応じて資料を求めました。また、会計監査人から「職務の執行に支障を及ぼすことと判断する事項」(信用金庫法第98条第2項第3号)を「監査に関する監査報告書」(平成17年10月29日第110号公認会計士法第11号)に基づき通知を受け、必要に応じて説明を求めました。	
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務執行及びその前編成簿記等の「計算書類」(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分等)及びその前編成簿記等について報告いたします。	
2. 監査の結果	
(1) 業務執行等の監査結果	
① 業務執行及びその前編成簿記等、貸借対照表、損益及び貸借対照表の注記に示しているものと認められます。	
② 理事の職務の執行に関する事項の執行状況は、本監査に適合する重大な事項は認められません。	
③ 内部統制システムに関する理事会決議の執行状況は、本監査に適合するものと認められます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の信頼性及び理事の職務の執行状況については、若しくは事前説明の必要はありません。	
(2) 計算書類及びその前編成簿記等の監査結果	
当監査法人「千葉第一監査法人」の監査の方法及び結果は以下のとおりです。	
2021年5月17日	
親子信用金庫	監査監事 杉 雅 幸 氏
	監事 小 野 田 俊 彦
	監事 木 村 豊 彦
(注) 監事 杉村俊彦、林雅幸は、信用金庫法第112条第3項に定める役員等であり、	

● 報酬等に関する事項（報酬体系について）

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および

「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与については、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額については役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額については、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、対象役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

- a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	67百万円

(注) 1.対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。
2.左記の内訳は、「基本報酬」62百万円、「退職慰労金」4百万円となっています。
なお、「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年(平成24年)

3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号および第6号ならびに第3条第1項第3号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2020年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
当金庫は、連結子法人等に該当するものではありません。
3. 「同等額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
4. 2020年度において、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。